資料5

富良野市宿泊税の制度設計

課税客体・課税標準・納税義務者

	富良野市	左記の考え方
課税 客体	富良野市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 • 旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 • 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	➢ 民泊を含めることについて • 宿泊行為に対しての課税であれば、民泊宿泊者にも課税せざるを得ない。当市の場合、旅館業法及び住宅宿泊事業法については、北海道が所管しているが、違法民泊等がある場合については、北海道へ連絡し、民泊施設の届出を行うよう指導していただく。
課税標準	上記施設への宿泊数（定額制の場合） 上記施設への宿泊料金（定率制の場合）	税率によって異なる
納税 義務者	上記施設への宿泊者 ※宿泊目的に限らず徴収	➢ 観光以外の宿泊も対象とすることについて • 宿泊税は観光振興のために使用するが、ビジネス客であっても富良野の魅力（域内交通、飲食店、買い物）を享受することになるため • 宿泊目的を把握・証明することが困難

＜参考：会議・ヒアリングで出た意見＞

- バスやタクシー、飲食店も観光客から恩恵があるので徴税対象としてはどうか

	富良野市	左記の考え方
徴収 方法	・特別徴収 特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する	・全ての宿泊税導入先行自治体において宿泊事業者等を特別徴収義務者とし，特別徴収を実施
申告 期限	毎月末日までに前月１日から同月末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は３ヶ月ごとに申告納入が可能	・全ての宿泊税導入先行自治体において毎月末日までに前月分を申告納入

＜参考：会議・ヒアリングで出た意見＞

●申告期限について

- 零細事業者の場合、3か月まとめで申告できたとしても、6～8月が9月末、12～2月が3月末と、翌月末の申告日程では、タイトすぎる。通常、特に繁忙期の夏季は小さい宿は毎日チェックインチェックアウトの繰り返しで、予約と客の対応をするだけで手いっぱい。夏の繁忙期にあわせて人を雇用すれば、春秋は大赤字になるので、夏はいる人員でとにかくまわすので限界。事務作業は一番最後（9月まではお客が来るので、事務処理が滞る）になるので、夏季分は10月、冬季分は4月に申告を認めてくれなければ対応できないことが想定される
- 富良野は特にシーズナリティ（季節偏差）が大きいので、その特性を考慮するよう道にも申し入れてほしい。例えば、国も消費税申告納税では、3月末までの分を5月末までに納税と猶予があるので、そうした事例にならい、宿泊税も対応願いたい。

税率（額）

- ✓ **納税者に過重な負担とならないこと**
- ✓ **必要とする財源規模（1億5千万）が確保できるかどうか**
- ✓ **特別徴収義務者（宿泊施設）にとって過度な徴収の手間がかからないこと**
- ✓ **道との兼ね合いを要考慮**

	富良野市	左記の考え方
定額の場合	1人1泊について、宿泊料金が ①２万円未満：200円 ②２万円以上：500円	• 1億5千万円を確保するために必要な金額 • 200円、段階別の金額設定については先例でも多くなっており、納税者にも受け入れられやすい。（総務省も適正範囲と認識）
定率の場合	1人1泊または、１部屋１泊の宿泊料金の２％	• 1億5千万円を確保するために必要な金額（1万円基準で考えると200円と同等） • 先例（倶知安町）と同じ（総務省も適正範囲と認識） • 宿泊料金（支払い能力）に応じて変動するため公平感がある

●定額と定率の特性の整理

	定額の場合	定率の場合
メリット	• 国内事例が多い（日本人がわかりやすい） • 道が定額制を導入した場合、計算がしやすい • パッケージで販売する場合、宿泊費の割合を出す必要はない	• 国内事例は少ないが海外は一般的（インバウンドに説明しやすい） • 経済状況、季節性、個人の支払い能力と連動できる（公平感がある） • 宿泊単価が向上すれば税収が増える（宿泊の質の向上につながる）
デメリット	• 単価がいくら向上しても宿泊者数が増えなければ税収増にならない（質を高める動きとは必ずしも連動しない） • 安価な宿泊費に対しては負担が大きい • 室料で販売する場合でも利用人数の算出が必要	• 国内事例が少ないためノウハウが少ない • システムを導入していない場合、毎回計算が必要（システム改修も必要） • エージェントやOTAとのやりとりが複雑 • パッケージの場合、宿泊費の割合を出す必要がある（内訳が見えてしまう） • 道が定額制を導入した場合、計算が複雑になる
他地域の解決方法	• 宿泊費の段階によって税額を変える（東京都、大阪府、京都市、金沢市など） • 免税点を設ける（東京都、大阪府）	• 食事代を明確に分離できない場合は、１食につき料金の１０％を食事代として除いた料金を宿泊料金とする（倶知安町）

北海道との調整

- ✓ 北海道が宿泊税を導入するから富良野市も導入するという訳ではない
- ✓ 道との調整は、納税者の負担、特別徴収義務者（宿泊施設）の負担、市として必要な額の確保がポイント

●参考：福岡県と福岡市の例

	福岡県	福岡市
税率	宿泊者１人１泊につき200円。 【福岡市内の特例】 福岡市内の宿泊施設については、宿泊者１人１泊につき50円となり、福岡市が一括して徴収。 ※免税点、課税免税はなし	宿泊者１人１泊につき，以下のとおり。 宿泊料金2万円未満　200円（うち県税50円） 宿泊料金2万円以上　500円（うち県税50円） ※免税点、課税免税はなし ※宿泊の場合の入湯税の金額を150円から50円に引き下げ（日帰りは50円のまま改正なし）
経緯	2016年：県議会が新たな観光振興財源の必要性を盛り込んだ観光振興条例案可決（10月） 2018年：観光振興財源検討有識者会議が発足（7月） 県と市の実務者協議開始（11月） 2019年：市内での税額を市税150円・県税50円とする案で最終調整し決定（5月） 2019年：「福岡県宿泊税条例」及び「福岡県宿泊税基金条例」が福岡県議会で可決・成立（7月）	2018年：市議会が宿泊税導入を明記した条例案を議員提案（9月） 市議会が同条例案を可決し、宿泊税の導入を決定（9月） 市が県に対して市内での県税課税を見送るよう要請（9月） 県と市の実務者協議開始（11月） 2019年：市内での税額を市税150円・県税50円とする案で最終調整し決定（5月） 2019年：議会に宿泊税条例案を提出し，議会で可決・成立（6月）

出典：福岡県HPhttp://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syukuhakuzei2.html、福岡市HPhttps://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/zeisei/life/syuku001.html、2019年5月24日、西日本新聞

＜原則＞ 福岡県税：200円／人・泊	＜例外（市町村が課税する場合：不均一課税）＞ 福岡市以外 福岡県税：200円／人・泊	＜例外（市町村が課税する場合：不均一課税）＞ 福岡市 福岡県税：50円／人・泊 （福岡市分150円をあわせて市が一括徴収）
県宿泊税　100円 ＜市町村主体事業分＞ （市町村への交付金）	県宿泊税　100円 ＜市町村主体事業分＞ （市町村への交付金）	福岡市宿泊税　150円
県宿泊税　100円 ＜県主体事業分＞	県宿泊税　100円 ＜県主体事業分＞	県宿泊税　50円 ＜県主体事業分＞

出典：福岡県観光振興財源検討会議報告書を元に作成　http://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/344733_53773259_misc.pdf

申告のイメージ～宿泊税納入申告書の記載項目

【定率制】（参考　倶知安町）

年月分	区分		料金総額	宿泊者数	A宿泊料金	B税率	税額(A×B)
	課税標準	1人	円	a　（人）	①　円	100分の2	④　円
		1部屋	円	b　（定員数）	②　円		⑤　円
		1棟	円	c　（定員数）	③　円		⑥　円
	宿泊総数 (a+b+c)		人	課税対象となる宿泊料金 (①＋②+③)	円	納入すべき税額 (④＋⑤+⑥)	円
	課税免除		人	課税免除金額	円		

※料金総額の欄は消費税、食事料等を含めた金額を記入。
※A宿泊料金の欄は消費税、食事料を抜いた宿泊税の課税標準額を記入。

【定額制】（参考　金沢市）

年月分	区分		宿泊数	税率	税額
	宿泊料金 （1人1泊）	2万円未満	泊	200円	円
		2万円以上	泊	500円	円
	合計		泊	納入すべき金額	円
	課税対象外		泊		

※ 双方とも北海道の観光税との一括徴収が決定になると、さらに項目が増えます。

申告のイメージ～申告時の宿泊料金（課税標準）について　①

倶知安町の手引きより

	設定ごとの宿泊料金	摘要
①	食事付きその他各種宿泊プランにおける宿泊料金	・食事、宴会等が宿泊に付随されて提供される場合は、食事料金等に相当する金額を除外した金額を宿泊料金とします。 ・無料で食事等が提供される場合には、食事料金等の対価に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。
②	企画旅行・手配旅行における宿泊料金	・企画旅行については、旅行業者と宿泊施設との契約により定められている1人当たりの宿泊料金によります。 ・手配旅行については、手配により旅行者と宿泊施設が契約した1人当たりの宿泊料金によりますが、旅行業者が受けるべき取扱手数料をこの宿泊料金から控除している場合は、これを控除する前の金額とします。
③	割引・優待等があった場合における宿泊料金	・一般・会員割引、株主優待等による宿泊など、宿泊施設において宿泊者に対し通常の宿泊料金の一定割合・金額を値引きして請求する場合、値引き後の宿泊者が支払うべき金額を宿泊料金とします。 ・旅行会社やカード会社が旅行者にポイントを付与して、これによる割引を行う場合においては、割引前の金額を宿泊料金とします。
④	補助金・助成金等（第三者からの支払）があった場合における宿泊料金	・補助金・助成金等宿泊料金以外の名目で宿泊施設に対し第三者からの支払がある場合で、それが宿泊の対価としての性質を有し、かつ、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われる場合には、宿泊者の支払うべき額と当該補助金等の額を合算した金額を宿泊料金とします。 ・補助金・助成金等が宿泊の対価として支払われるものでない場合は、これを宿泊料金に含みません。

申告のイメージ～申告時の宿泊料金（課税標準）について　②

倶知安町の手引きより

	設定ごとの宿泊料金	摘要
⑤	連泊割引における宿泊料金	・連続して宿泊することにより受ける連泊割引について、宿泊日ごとに割引率が明確な場合は、通常の宿泊料金に対し宿泊日ごとに割引計算を行ったものを宿泊料金とします。 ・連泊期間を一括して割引を行っている場合には、割引後の宿泊料金の総額を宿泊料金とします。
⑥	延長等があった場合における宿泊料金	・宿泊料金とは別に時間延長に係る料金を徴している場合においては、当該延長料金を宿泊料金に含めず、宿泊料金として徴している場合には、当該延長に係る料金を宿泊料金に含みます
⑦	税込宿泊料金	・消費税及び地方消費税を内税方式としている場合、又は料金の総額に他の税を含んでいる場合は、これらの税相当分を控除した金額を宿泊料金とします。
⑧	外貨建て取引による宿泊料金	・宿泊料金の外貨建て支払における宿泊料金は、原則として、宿泊日現在の直物為替相場の電信売買相場の仲値（TTM）の為替相場による円換算額により算定した金額を宿泊料金とします。（具体的な取扱いについては、「外貨建取引等会計処理基準」（法人税基本通達）に準じて算定してください。）

※　定率制では食事料等を抜いた課税標準額決定に、より正確性が求められます。定額制では、階層基準を2万円とした場合はでは総額一人一泊2万円未満であれば200円で計算が可能です。

※　倶知安町では「飲食に相当する額を明確に分離できない場合は1泊1食付きは1割、1泊2食付きは2割、1泊3食付きは3割を食事料とする」規定が条例施行規則にあります。

税率（額）

＜参考：会議・ヒアリングで出た意見＞

- 富良野の場合シーズナリティがすごくあるし、施設の価格があまりにも違うので、定額だと平等にならないのではないか。
- 定率制の課税対象が素泊料金になることについて、自社で予約を受けたものについては問題ないが、海外OTA経由で予約決済されたものは、手数料や割引などが差し引かれるので1人あたり宿泊料金がいくらになるのかがはっきりしない。
- 定率なのか定額なのかという話では、分かりやすく、処理もしやすい定率のほうがいいのではないか。
- OTAには消費税込で宿泊料金を出しているが、税抜額に税率をかけてという形であれば、事務が煩雑になるかも
- 定額についても定率にしても、フロントで税だけ徴収するのはトラブルの種になるので、やりたくない。
- 定額だと20000円を超えるか超えないかで税額が大きく変わる。低料金の宿泊料金の場合、負担率が上がる定額制は違和感がある。しかし、定率制は申告事務が煩雑すぎて対応できないので、定額制の方がいいと思う
- 予約決済システムについてメーカーへ問い合わせしたところ、定率には対応しておらず、オーダーメイド改修となり、見積もりが出るのも半年程度かかる。
- 定率制は申告事務が煩雑すぎる。当社は、一日の中でも宿泊料金が変動する。
- 定率の場合、2%税額の金額をお客さんへ明示し、説明するのは難しい。というのも、通常、エージェントは、当社からの仕入れ見積もりの食事代などに手数料をのせて販売しているため、税額を明示してしまうことにより、そうしたマージンがお客には見えることになりトラブルのもと。現状でもそうしたことがあるので、宿泊税が導入されてより見える化になると、トラブルが増えそうだ。
- リゾートホテルや旅館は食事つきが一般的。うちのホテルでも1泊2食10000円で出す時もあるが、そのうち食事代が6000円ぐらいになる。定率にすることにより、税収が減る側面もあるのではないか。また、申告であれば、宿泊施設が食事代をふくらまして税額を減らす操作もできなくもないが、これは問題ではないか？
- 宿泊料金に限らず旅行者一人の受益は変わらない。定額制が低額の宿の宿泊者の負担感が大きいとの指摘もあるが、富良野市としては、安い宿を増やしたい訳ではないのだろうから、そこを基準に制度を考えるべきではないと思う。
- 定額でも定率でも宿泊料金にあらかじめ含ませて徴収したい。フロントで別に徴収しようとしても、海外のお客さんは、追加徴収することについて拒否感が強く、徴収漏れが発生する。
- 入湯税は一般にはあまり認知されていないので、重複しても問題ないと思う。当社でも、宿泊客全員が入浴できるキャパシティがないので、入浴つき／なしの宿泊プランが混在している状況。
- 予約決済システムは、おそらく宿泊税対応もできると思う（改修費は100万円～150万円程度か）。室料と料飲分は分けて管理しているので、定率でも定額でもどちらも対応できる。

税率（額）

＜参考：会議・ヒアリングで出た意見＞

- 申告方法を聞いた上でどちらかといえば、わかりやすく、手間が少ない定額の方が良いかも。定率は、（倶知安町のとおり導入されれば）事務が煩雑になる印象をもった。
- 食事を出していないので、定額であっても定率であっても対応可能と思うが、定額の方が事務処理は楽だと思う。
- 北の峰の宿には1泊3000円というところもあり、仮に定額300円が課せられるとなれば、宿泊税に10%、OTA手数料で15%、さらに消費税10%ということになれば、宿泊料金のうち3分の1が手元に残らないことになってしまう。
- 北海道が宿泊税を入れた場合も、福岡方式のように市と道で折り合ってほしい。300円、400円という税額を取るならば、宿泊料金が高いところからとってほしい。
- ぜひ定率制にしてほしい。申告書類作成が大変でも、うちの宿にとっては定額制の200円の負担が大きすぎる。倶知安町が実施するのであれば、富良野市も定率制でお願いしたい。定額制にしても、宿泊料金1万円未満、5千円未満で税額に段階設定してほしい。
- 完全部屋貸で予約段階では何人泊まるのかがわからない。宿泊者は定員以上になろうが少なくなろうが同じ金額。定額制にした場合、実際宿泊した際の実績人数で精算しなければならなくなり、大変面倒。定額制だと部屋貸には転嫁しにくい。

課税免税・免税点

- ✓ 必要とする財源規模（1億5千万円）が確保できるかどうか
  （観光推進組織の人材強化に約3～5千万円程度。その他の施策に1億円程度）
- ✓ 特別徴収義務者（宿泊施設）にとって複雑にならないこと
- ✓ 道との兼ね合いを要考慮

	富良野市	左記の考え方
免税点	現段階では、なし ※北海道と要調整	• どのような宿泊施設に宿泊する客にも富良野市の宿泊税を理解していただき、公平に負担していただくことが重要だと考えており、市としては納税者に配慮する免税点を積極的に設ける動機は薄い。 • 免税点を設けないことで宿泊施設、宿泊客にとってもわかりやすくなる • 免税点を設定すると、目標とする財源規模が確保できない可能性が大きい
課税 免税	学校教育法で規定する教育機関のうち、大学、専門学校（専門課程の専修学校）を除いた学校の修学旅行や研修旅行など学校行事で宿泊するものについては、課税免除 ※北海道と要調整	➢ **修学旅行について** • 富良野市の豊かな自然や文化、人々の日々の営みや生活にふれる体験は、北海道内だけではなく、国内や世界の学生生徒に学びや経験の機会を提供するものであり、学生生徒を教育機会の一環として私たちが受け入れることにより、私たち富良野市民の自身の学びや経験の機会となることも考慮し、修学旅行、教育旅行の受入については公益性があるものとして課税免除とする。 • 修学旅行については予算が厳しく、100円単位で上昇することで候補から外れる可能性がある ➢ **学校に通学する生徒学生が参加する合宿やスポーツ大会について免税にしない理由は、** （１）小中高、大学における部活動やクラブ活動は、次のように多様な方式があること • 学校活動とは区別されている少年団活動 • 中高における部活動はそれぞれの学習指導要領において「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動」・「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意」との位置づけ • 地域のスポーツクラブ活動などは、学校とは関係しない活動 （２）例えば、学校教育の一環との位置づけとなっている部活動は免税、非部活動となる地域クラブ活動は課税とした場合、活動が類似しているものを学校関与の有無だけで線引きすることに納税者の理解が得られないのではないか （３）例えば、大会参加のみを免税としようとした場合においても、事前合宿や練習試合との区別が難しいほか、大会に関係する者も、選手、競技役員、協賛スポンサーなど、大会関係者をどこまでとするのか特定が難しい ➢ **ビジネス客を課税免税としない理由について** • 観光目的と業務目的を区別することが難しい。 • 業務目的であっても食事や夜のまちを楽しむ。

課税免税・免税点

【免税点について】

- OTAで「航空券を買うと宿泊料を無料にします」とすると、どこに税がかかるのかという話になる。宿泊料が定額でも免税点を1万円とか7千円にすると、そのうちの食事代はいくらになるかという問題も出てくる。
- 20000円を超えることが少ないので、30000円を税額を変える節目にしては。
- 富良野では、20000円を超える時期や宿が限定されるので、定額で20000円を境に税額を上げず、一律にしたほうがいいのでは？
- 免税点については財源が不足するので、実施すべきではない。
- 宿としては免税点があった方が、徴収額が少なくなるので楽ではあるが、免税点を導入すれば財源の確保が難しくなる旨については理解している。
- 宿泊料が発生すれば宿泊税も発生するということについては仕方ないことだと思う。
- 北の峰では家族経営で低廉な料金の宿もあるので、手間と効果を考えると徴税効果が薄いので、免税点を検討した方がよいかもしれない。
- 税金も公平適正の原則はあるかもしれないが、零細相手では、どこまで厳密にできるかという問題もある。大して徴税できないのであれば、とらない、あるいは申告を簡単にしてあげる方がよい。零細では事務的に対応できないと開き直って申告しないということも想定される。そのとき、市としては申告指導することとなるかと思うが、指導してどれだけとれるのかということが現実的に発生するかもしれない。
- 何千円以下、何室以下は課税しないとか、5室以内の規模のところは、消費税の簡易課税のように、定額的な納税にすることはできないだろうか？
- 仕事で宿泊する客が多いので、皆できるだけ安いところで宿泊したいという意向が強い。学生もできるだけ宿にはお金をかけずに、いろんなところに行きたいというニーズもある。免税点については、入れると不公平という指摘があるのは理解するし、平等性（宿泊料金の多少にかかわらず宿泊行為に対して課税すべき）を考慮すべきというのは正論だが、現実は、零細に申告させるのが大変になることが想定される。

【課税免税】

●子どもについて

- 今でも子どもの宿泊費用とる、とらないでもめるので、子どもについては、とってもらいたくない。
- 子どもも課税対象になることが決め事であれば仕方ない。

課税免税・免税点

●修学旅行について

- 修学旅行も徴税した方が税の公平性からいいと思う。親が払うのだから徴税してもいいのでは。
- 修学旅行については親が負担して子どもが負担するわけではないので、個人的には減免しなくてもよいと思う。
- 修学旅行の予約が歯抜け状態でしか入らないとメリットが薄い。修学旅行は、価格競争におかれており、航空運賃、食事代が決められ、最後に宿泊料がエージェントの価格調整手段となっているため、エージェントから頼まれ宿泊料を下げてなんとか予算内に納めることが多い。北海道はもともと航空運賃負担がハンデとなっている。修学旅行の予算は限られており、宿泊税の負担はエージェントからするとマイナスに映り、敬遠されるのではないか。または、（料金下げ要求に対し）宿泊税負担を宿がかぶらなくてはならなくなることが想定されるので、修学旅行には宿泊税を課税しない方がいいと思う。
- 修学旅行は絶対に免税にした方がいい。学校行事、教育から税金を取るのはいかがなものか。富良野が免税にしないことは悪印象だし、価格競争の中、宿泊税分を転嫁しにくい。修学旅行がなくなるとアウトドア業者がなくなる、観光コンテンツがなくなるということ。修学旅行生は6，7年後、修学旅行が楽しかったので、子どもが生まれたらまた来たという客も多い。
- 修学旅行など教育に対しては課税しない方がよい。
- 修学旅行、教育旅行については、旅行なのだから、課税してもよいのでは

●研修や住み込みについて

- 企業と提携をして、夏など繁忙期に3か月程度働く人の宿泊も受けいれているが、このような人にも宿泊税が課税されるのか？このような場合、1か月単位、週単位で住み込み人には、宿泊料金を半額とか1000円台にまで低減させている。

使途

- ✓ **納税者にとっても観光関連関係者にとっても納得感があること**
- ✓ **入湯税、ふるさと納税など既存の税の使途と差別化・調整**
- ✓ **効果的に活用できる仕組みがあること**

	富良野市	左記の考え方
使途	**＜持続可能な観光地づくり＞** ○富良野市の魅力づくり（オフシーズン対策） ・オフシーズンを中心とした滞在の魅力づくり ○国際観光地としての受入環境整備 ・顧客管理（マーケティング） ・環境整備（二次交通、多言語化など、オーバーツーリズム対策、観光地危機管理計画） ・効果的な情報発信（プロモーション、地域情報のポータル化） **＜国際観光地づくりを進めるための組織・基盤づくり＞** ○観光推進組織・人材の強化（雇用対策、DMO機能強化、専門人材育成） ○的確な現状分析と計画づくり（統計整備、戦略策定など） ○その他（宿泊税関連システム構築費、その他緊急性の高い事業）	➢ FURANO VISION2030で掲げる基本目標「オールシーズン滞在型の国際観光地」づくりに向けた取り組みに充てる。 ➢ 持続可能な観光地の定義 ①循環型の富良野観光の実現（リピーター、市内回遊、観光を基軸とした産業連関、富良野の資源を次世代へつなぐ） ②市民も観光客も楽しめる富良野型ライフスタイル ③オフシーズン対策をし、雇用の安定、観光産業活性化をめざす ➢ 基金化し、年度ごとに必要な施策を検討し、取り崩して使用 ➢ 具体的にどのような事業に充当するかは、地元関係団体と市により構成する協議会で検討・検証するしくみを導入。

※入湯税は、地方税法で、①環境衛生施設の整備、②鉱泉源の保護管理施設、③消防施設の整備、④観光施設の整備、⑤観光振興に充てられるものと規定されている。富良野市では、特に観光分野では、入湯税を、これまで実施してきた①観光インフォメーションセンターの設置経費、②既存の観光推進団体への支援（ふらの観光協会等）といった観光基盤の維持に充て、宿泊税については、前述の使途に合致する新規事業や拡充して実施される既存事業へ充てる。

＜参考：会議・ヒアリングで出た意見＞

●オフシーズン対策

- どのシーズンに何を見せていくのかを明確にしていくべき。例えば、ラベンダーが咲いていない時期に何を見せていくのかといったことに対して観光財源を利用することも含めて考えていく必要がある
- オフシーズン対策と雇用の安定化ができて初めてガイド育成等も機能してくる
- 現実的に必要なところに必要な投資をしてほしい。また、観光以外の目的で訪れるお客様にも説明できる使途を示す必要がある。
- 富良野市へ来訪した方々の利便性や、長期滞在のニーズなどに還元していきたい。

使途

<前ページ続き>

●二次交通

- 二次交通は重要である。
- 観光客の市内周遊のための移動手段の充実に財源を使ってもらいたい。
- 富良野体験観光プロモーション協会ではモビリティロードを造ってはどうかと提案している。例えば、セグウェイは公道で走れないが、麓郷まで通すことを提案している。もし、モビリティロードができたら、通行料をとって観光に使うなど、色々なことが考えられる。

●マーケティング・プロモーション

- 他県では期間限定で貸切バスを貸出す等の特典を付けて、修学旅行を誘致していたりする。こうした取り組みも参考になるのではないか
- 富良野の冬を知らない人は多い。もっとアピールすることにお金をかけなければいけないのではないか。
- マーケティングやプロモーションをきちんとできる人をいかに充てるかという点が非常に重要
- スポーツ合宿やイベント、MICE等を誘致するような組織や事業を設けると、簡易宿泊所の方々にも宿泊税を徴収代行していただく意義が出てくるのではないか
- 富良野がどういうところかをプロモーションする部分に目的税を使ったらどうか。
- ロイヤリティプログラムでは閑散期にどのような人が来てどこを回っているのかの動向分析が取れればと思う。ランクによってカードが違い、割引率も変わるようにして、閑散期にも集められる仕組みを作らなければと思う。
- 現状、観光予算は少なすぎる印象で、もっとやれることはたくさんあり、そのために使うのであれば、納得できる。２年に一回のトップセールスでは機会が少ない。海外のプロモーション機会に富良野市行政が出てこない。宣伝経費が少なすぎる。

●組織・人材

- ワンストップで対応できる窓口・DMO等ができると、誘致活動やオフシーズン対応もしやすくなる。
- 海外への派遣等、将来への種まき、人材育成についても検討していただきたい。
- 観光庁では世界水準のDMOを作ろうとしているが、その候補としてニセコエリアと富良野エリアがもっとも適していると考えている。出国税は観光施策にも充てられるが、国の補助金は半分までしか出せないので、残りの半分は地域で用意しないといけない。そのためにも富良野で新たな財源をつくっていただきたい。ポテンシャルのある地域なので、世界水準の観光エリアになって欲しい。
- 北海道が仮に断念したとしても、市が導入することについては、使途次第では納得できる。観光協会や旅館業組合にも一定還元できないか？

使途

＜前ページ続き＞

●景観

- 富良野市といえば花のイメージを持つ人が多いと思うが、富良野市に入ったときに“観光客がイメージをしている富良野”があると良いと思う。今は、富良野市に来てもどこにも花がない。
- このタイミングで宿泊税を利用して、エリアの整理をして体験観光を盛り上げれば、日本唯一の地域ができる可能性がある。
- 駅を出たときにまったく花観光のイメージがわかない光景なので、インスタ映えするような花オブジェを整備してはどうか

●その他

- 来てもらってからの取り組みについては個々で努力をするのがいいのではないか。集めた財源を分配するのではなく、共通のものに使うのがいいかと思う。大きく仕掛けることによって地域経済が上がり、税収も伸びるので、単に物を整備するだけの使い方ではなく、呼び水としての目的税の使い方もあるのではと思った。また、年間を通してお客さんに来てもらえるような、ピークの時期以外でも楽しめるアクティビティがあるというインフォメーションをして、平準化をするのが面白いかと思っている。
- 観光税を宿泊施設で取るとしたら、事務手数料をいただけるのかという意見もある
- ビジネス客が多いと観光目的の使途は納得感がないのではないか。旭川市で販売しているような市内で使える3000円の飲食クーポン（2500円で販売）などがあったらいいのではないか。
- 宿泊税を徴税するのが全体からみて少数派であるのであれば、市も徴税を見送ったほうがいいのでは？
- これまでの使途は誘客のことに偏りがちであったが、徴収者目線でなく、受益者目線でお客さんのメリットになる使途も考えるべき
- 2～3%の交付金があるとのことだが、レジ・システム改修費用への支援がほしい。

国の考え方（総務省基準より）

法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準
「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」（抄）
（平15・11・11 総税企第179号各道府県道府県税所管部長・市町村税所管部長、東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局長通知）

第1 法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準
1．処理の基本的事項
総務大臣は、以下に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意するものとする。

(1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

(2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

(3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

2．基本的事項に係る考慮すべき事項等
(1)から(3)までの事由については、それぞれ次のことに留意するものとする。

(1)「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」については、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし」とは、実質的に見て国税又は地方税と課税標準が同じである場合を含むものであり、「住民の負担が著しく過重となること」とは、住民（納税者）の担税力、住民（納税者）の受益の程度、課税を行う期間等から判断して明らかに、住民の負担が著しく過重となると認められることをいうものである。

(2)「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」とは、課税の目的、内容及び方法、流通の状況、流通価格に与える影響等から判断して、当該法定外税が内国関税的なものであるなど、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えると認められることをいうものである。

(3)「国の経済施策に照らして適当でないこと」については、「国の経済施策」とは、経済活動に関して国の各省庁が行う施策（財政施策および租税施策を含む。）のうち、特に重要な、又は強力に推進を必要とするものをいい、「国の経済施策に照らして適当でないこと」とは、課税の目的、内容及び方法、住民（納税者）の担税力、住民（納税者）の受益の程度、課税を行う期間、税収入見込額、特定の者によって惹起される特別な財政需要に要する費用のために負担を求める税については当該税収を必要とする特別な財政需要の有無等の諸般の事情から判断して、国の経済施策に照らして適当でないと認められることをいうものである。

国の考え方（総務省基準より）

法定外税の検討に際しての留意事項
「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」（抄）
（平15・11・11 総税企第179号各道府県道府県税所管部長・市町村税所管部長、東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局長通知）

第5 法定外税の検討に際しての留意事項
2. その他
法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

(1) 地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。

(2) 地方公共団体の長及び議会において、その税収入を確保できる税源があること、その税収入を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。

(3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民（納税者）の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。

(4) 法定外税の創設に係る手続の適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。なお、地方税法第259条第2項、第669条第2項及び第731条第3項の規定により、都道府県又は市町村の議会において特定納税義務者から意見聴取を行う場合には、別途通知した「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に係る特定納税義務者に対する意見聴取について」（平成16年5月19日総税企第73号）を踏まえて意見聴取を実施すること。